

## 会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は定款の規定に基づき、本会議所の会員の資格及び会費に関する事項を定める。

(正会員の入会に関する事項)

第2条 本会議所に正会員として入会するには、入会后1年以上の正会員2名以上の推薦を必要とする。

- 2 本会議所に入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、所定の様式に従い入会の申込書を理事長提出しなければならない。推薦者は所定の様式に従い本人との関係等を記入した書面を理事長に提出しなければならない。
- 3 会員拡大担当委員会は入会希望者と面接し、委員会の意見を添えて入会申込書を理事会に提出しなければならない。
- 4 理事会は会員拡大担当委員会の意見を参考として仮入会の可否を決定する。
- 5 仮入会を認められた者は、理事会で定めるところにより、一定期間内に例会、委員会、その他入会にあたってのオリエンテーションとして定められた会合等に出席しなければならない。
- 6 正式入会を希望する者は、前項の出席義務を履行し、連帯責任者である推薦者2名の署名捺印を得た上で本会議所に関する責任及び義務の履行に関する誓約書を理事長に提出しなければならない。
- 7 理事会は、第5項の出席義務の履行状況を鑑み、拡大担当委員会の意見を聞いて適当と認める場合は、入会希望者の正式入会を承認する。
- 8 企業に所属する正会員が定款第9条の規程により又は転勤等により退会し、同一企業における当該正会員の後任の者が入会を希望した場合でも、他の新入会員と同様、所定の手続きを踏まなければならない。
- 9 他の青年会議所の正会員で、転居等により本会議所に入会を希望する者は、前各項の規定にかかわらず、その青年会議所の理事長の推薦状をもって、理事会の決定により正式入会を認めることができる。

(連帯責任)

第3条 連帯責任者は、正式入会した者の出席義務の履行、定款又は諸規程に定める義務につき2年間連帯責任を負わなければならない。

(会費納入に関する事項)

第4条 本会議所の会費及び入会金は次のとおりとする。

正会員会費	年額	140,000円
入会金	入会時	20,000円
特別会員会費	終身	30,000円
賛助会員会費	年額	10,000円

- 2 正会員は、毎年3月31日までに正会員会費の全額を納入しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、あらかじめ専務理事の承認を得たときは、正会員会費を分納することができる。この場合、3月31日までに半額を納入し、残金については9月末日までに完納しなければならない。ただし、事情により前記の方法により分納することができない場合は、専務理事の指示に従い分納することができる。
- 4 事業年度の途中で入会した正会員の正会員会費は、入会した月に従い下記の区分によるものとし、入会后2か月以内に全額を納入しなければならない。ただし、事情により期日までに全額を納入することができない場合は、専務理事の指示に従い分納することができる。

2月	128,700円	3月	117,000円
4月	105,300円	5月	93,600円
6月	81,900円	7月	70,200円
8月	58,500円	9月以降	46,800円
- 5 入会金は、正会員として正式入会を認められるのと同時に納入しなければならない。特別会員及び賛助会員からは入会金を徴収しない。退会した正会員が再入会する場合は入会金の納入は免除する。
- 6 企業に所属する正会員が定款第9条の規程により又は転勤等により退会し、同一企業における当該正会員の後任の者が当該正会員の退会后1年以内に正式入会を認められた場合は、入会金を徴収しない。また、退会した当該正会員が退会前に正会員会費の全額を納入していた場合

には、入会した当該正会員の後任の者からは会費を徴収しない。退会した当該正会員において正会員会費の全額が納入されていないときは、当該正会員の後任の者は残額を納入しなければならない。

(入会金及び会費の用途)

第5条 前条に定める入会金及び会費は用途を定めず徴収し、公益目的事業に4割以上、公益目的事業以外にその残額を振り分けるものとする。

(除名に関する事項)

第6条 正会員が定款第19条第1項各号の定め該当する場合には、理事長はその旨を理事会に報告し、理事会において当該正会員の除名に関する決議をする。

2 前項の場合において、定款第19条第1項第3号の会費納入義務を履行しないときは、履行しない期間が6か月を超える場合に限るものとする。

3 第1項の場合において、定款第19条第1項第4号の会員として適当でないと認められるときには、総会、例会、委員会の出席率が著しく低い場合が該当するものとする。

4 前二項に該当する場合において当該正会員を除名するときは、理事長は、理事会の決議により10日間の猶予を設けて、書面をもって正会員としての義務の履行を催促しなければならない。

5 前項の猶予期間内に何らの回答がないときは、理事長は、理事会に報告の上その決議により10日間の猶予を設けて、書面をもって当該正会員に対して退会を勧告しなければならない。

6 前項の猶予期間内に何らの回答がないときは、定款第19条第2項の規定に従い、総会において除名の決議をすることができる。

7 総会において除名の決議がなされたときは、理事長は除名の決定を当該正会員に通知しなければならない。

(休会に関する事項)

第7条 正会員は、定款第20条の定めにより休会するときは休会届を提出しなければならない。

2 正会員に休会の事情が生じているにもかかわらず、当該正会員が休会届を提出しないときは、理事会の決定に基づき理事長は当該正会員に対して休会の勧告をすることができる。

3 休会が1年以上にわたる場合は、理事長は、理事会の決議に基づき当該正会員に対して退会の勧告をすることができる。

4 休会中の会費は、第4条第1項に定める正会員会費の半額とし、全額一括納入しなければならない。

(特別会員に関する事項)

第8条 定款第9条ただし書の規定により退会した正会員は、理事会の承認を得て特別会員となる資格を有する。特別会員となる資格は定款第9条ただし書の規定により退会した正会員以外はこれを有しない。

2 特別会員となることを希望する者は、特別会員申込書を理事長に提出しなければならない。

3 特別会員は、第4条第1項に定める特別会員会費を納入しなければならない。

4 特別会員は、総会又は例会を傍聴し、若しくは家族会等の会合に参加することができる。ただし、本会議所が求めたときは、その参加に要する実費を納入しなければならない。

5 特別会員は、理事会からの諮問がある場合に限り、本会議所の運営について意見を述べるることができる。

(賛助会員に関する事項)

第9条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体は、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。

2 賛助会員として入会を希望する者は、賛助会員申込書を理事長に提出しなければならない。

3 賛助会員は、第4条第1項に定める賛助会員会費を納入しなければならない。

4 賛助会員は、総会又は例会を傍聴し、若しくは家族会等の会合に参加することができる。ただし、本会議所が求めたときは、その参加に要する実費を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 本規程を改廃する場合は、定款第23条第9号の定めに従い総会の承認を得なければならない。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成24年12月9日改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（会費等）

第2条 平成25年1月1日から平成28年12月31日までの正会員会費は、第3条第1項の規定にかかわらず、年額176,000円とする。

2 前項の期間中、第3条第3項に定める、年度の途中で入会した正会員の会費は入会月により以下のように定める。

2月	164,700円	3月	153,000円
4月	141,300円	5月	129,600円
6月	117,900円	7月	101,200円
8月	80,500円	9月	68,800円
10月	61,800円		

11月1日以降に入会した正会員の会費は46,800円とする。

（廃止）

第3条 前条は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。

附則（2018年7月18日改正）

（施行期日）

1 本規程の変更は、総会の承認があった日（2018年7月18日）から施行する。